
保険法の改正

(担当：齊藤 健浩)

2010年4月1日から保険法が施行されました。近年、保険会社による保険金不払いなどが相次いだため、それらのトラブルから消費者を保護することに主眼を置いて制定されました。

その保険法の中で注目すべきポイントをご紹介します。(以下の内容は生命保険に関するものとなります。)

1. 告知義務の改正

保険の加入にあたっては告知が必要となりますが、その告知義務が自発的申告義務から質問応答義務に改正されました。

従来は保険契約者のほうから自発的に申告する必要がありましたが、この改正により保険契約者は保険会社からの質問にだけ答えればよいこととなっています。

現状においても保険会社作成の告知書に回答する形式で告知することが一般的であり、実務上はさほど変化がないかもしれませんが、法律上で整理されたことそのものに意味があるといえます。

なお、本規定は片面的強行規定(※)であるため、保険会社が約款などにより、保険契約者に不利となる規定(自発的申告義務があるとするなど)を定めても無効とされます。

2. 遺言による保険金受取人の変更

従来は規定がないため、見解が分かっていた遺言による保険金受取人の変更が可能であると明記されました。

なお、遺言による保険金受取人の変更は、相続人がその内容を保険会社に通知してからその効力が生ずることとなります。したがって、その通知前に保険会社に変更前の受取人に保険金を支払っていたとしても、変更後の受取人は保険会社へ支払請求することはできず、変更前後の受取人間で解決を図ることとなります。その意味では、遺言の内容確認に至るまでのスピードも重要になるのではないのでしょうか。

3. 保険料の返還の制限

従来は、保険期間の中途においてその保険

契約が消滅した場合であっても、保険料は一定期間の平均的な危険率を基にして算定されており、その期間内で危険を分割して、その分割期間に対応する保険料を算出することは困難であるとする「保険料不可分の原則」により、保険会社はそれまでに収受した保険料の返還に応じる必要がないとされていました。

しかし、保険法ではこの原則が否定され、保険契約者、被保険者又は保険金受取人による詐欺又は強迫の理由で保険会社が契約を取り消した場合等を除き、保険料を返還しなければならないこととなりました。

本規定も片面的強行規定となっています。

4. 被保険者による解除請求

保険契約は保険会社と保険契約者で締結されるものです。そのため被保険者には当該保険の解除請求権は認められていませんでした。

しかし契約締結時には被保険者となることを承諾したとしても、時間の経過とともに被保険者から外れたいという気持ちが生ずる可能性がないとはいえません。

そこで、被保険者を故意に死亡させようとするなどの信頼関係を損なう出来事があった場合や、親族関係が終了した場合については、被保険者とその保険契約の解除を請求することが出来ることとなりました。

ただし、解除を請求できるのは(信頼関係がなくなった)保険契約者に対してであり、保険会社に直接請求できるわけではありませんので、その実効力については疑問が残ります。

(※) 片面的強行規定

一方(契約者)に対して有利な別段の定めをすることは構わないが、もう一方(保険会社)に対して有利な別段の定めをすることは無効となる規定。